自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の解釈及び運用について

平成14年５月29日

例規（交総）第51号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 令和２年11月27日例規（交総）第98号 | 　 |  |

この度、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。以下「府令」という。）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国公委規則第11号。以下「施行規則」という。）が制定され、平成14年６月１日から施行されることとなった。

これらの解釈及び運用は、次のとおりであるので、その趣旨に沿って適正な運用に努められたい。

また、国土交通省においても、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「国土交通省令」という。）、自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示（平成14年国土交通省告示第421号）及び標準自動車運転代行業約款（平成14年国土交通省告示第455号）が制定されているので、運用の際の参考とされたい。

第１　法の目的（法第１条関係）

自動車運転代行業は、移動手段として自家用自動車が大きな地位を占める地方都市を中心に発展してきた事業であるが、飲酒運転の防止等に一定の役割を果たしてきた一方で、交通事故の多発、事業者による運転者に対する最高速度違反等の下命・容認、不適正業者による不明瞭な料金設定・保険の未加入等の問題点が指摘されてきた。

法は、自動車運転代行業のこのような問題点に対処するため、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的として制定されたものである。したがって、自動車運転代行業者等に対する指導及び監督は、このような法の目的の達成に資するものでなければならない。

第２　自動車運転代行業の範囲（法第２条関係）

「自動車運転代行業」とは、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって、主として、酔客に代わって自動車を運転する役務を提供するものであること、酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるものであること及び常態として、当該自動車に当該営業の用に供する自動車が随伴するものであることのいずれにも該当するものをいい、次のようなものは自動車運転代行業には該当しないことに留意すること。

(１)　長期的な契約に基づき、自家用自動車の運転、整備、燃料・備品の管理等を請け負う事業で、主として、酔客に代わって自動車を運転する役務を提供するものではなく、また、継続的に役務を提供するものであって、営業の用に供する自動車を随伴する必要がないもの

(２)　顧客の依頼に応じ自動車の輸送を行う事業で、自動車を輸送することを目的とし、当該自動車に顧客を乗車させないもの

(３)　タクシーで酔客等を運送するとともに、酔客等の自動車を別の運転者が輸送するもので、通常のタクシー事業と陸送業を同時に行うものであり、酔客等の自動車に酔客等を乗車させて運転するものではないもの

(４)　無償で運転を代行する行為及びたまたま他人が酒気を帯びている場合に、当該他人の自動車に当該他人を乗車させて運転し、これにより謝礼を受け取る行為

第３　自動車運転代行業の欠格要件（法第３条関係）

１　第１号関係

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当するかどうかについては、原則として、本籍地の市区町村長に対して「身上調査について」（別記様式第１号）により照会を行い判断すること。

２　第２号関係

(１)　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により、若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）若しくは道路交通法（昭和35年法律第105号）の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の使用制限命令に違反して罰金の刑に処せられた者に該当するかどうかについては、原則として、日本人に係る場合は本籍地の市区町村長に対して「身上調査について」により、外国人に係る場合は大阪地方検察庁（昭和以降（1926年12月25日以降）に出生した外国人の場合）又は東京地方検察庁（大正以前に出生した外国人の場合）に対して「前科調査について」（別記様式第２号）により照会を行い確認すること。

(２)　「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮釈放された者は仮釈放期間が終了したときに刑の執行を受け終わったことになる。

(３)　「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効が完成すること及び恩赦により刑の免除を受けることをいう。

(４)　この号の規定は、執行猶予期間が満了した場合又は大赦若しくは特赦の場合には、刑の言渡し自体が効力を失うので、適用がないことに留意すること。

３　第３号関係

法に基づく営業停止命令又は営業廃止命令に違反する行為をした者に該当するかどうかについては、前記２の(１)の照会の結果及び営業停止命令等に関する記録により判断することとし、検察庁又は裁判所の処分結果が不起訴（起訴猶予を除く。）又は無罪の場合は、原則としてこの号に該当しないものとして扱うこと。

４　第４号関係

この号に該当するかどうかを判断するに当たっては、申請者等について、前記２の(１)の照会及び情報管理課情報センターに対する照会の結果等によって、総合的に判断すること。

なお、申請者等が暴力団員等であるか否かの判断に疑義がある場合は、交通総務課長を通じ捜査第四課長に照会すること。

５　第５号関係

(１)　「心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者」とは、施行規則第２条に規定する「精神機能の障害により法第２条第１項に規定する自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」をいう。

(２)　この号に該当するかどうかについては、原則として、施行規則第５条第１項第１号に掲げる法第３条第５号に該当しない者であることを誓約する書面及び施行規則第５条第１項第２号に掲げる法第３条第５号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載した精神機能の障害に関する医師の診断書により判断すること。

なお、精神病者であれば一律に欠格となるものではなく、施行規則第５条第１項第２号に掲げる精神機能の障害に関する医師の診断書の提出を受けて、業務を適正に遂行する能力を有するかどうかという観点から判断すべきことに留意すること。

(３)　医師の診断書には、法第３条第５号に該当しないことが明らかであるかどうかの別が記載されていることを要するが、例えば、精神機能の障害がない旨記載されている診断書であれば、その者が法第３条第５号に掲げる者に該当しないことは明らかであるから、そのような診断書については、施行規則第５条第１項第２号の要件を満たした診断書として取り扱って差し支えない。

６　第６号関係

(１)　「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、親権者又は後見人から営業を許可された者（民法（明治29年法律第89号）第６条第１項）及び婚姻をして成年に達したものとみなされた者（民法第753条）以外の未成年者をいう。

(２)　この号に該当するかどうかについては、原則として、未成年者の登記事項証明書（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第１項に規定する登記事項証明書をいう。）又は戸籍の謄本若しくは抄本により判断すること。

(３)　自動車運転代行業者の相続人が未成年者である場合で、当該未成年者の法定代理人が法第３条第１号から第５号までの欠格要件に該当しないときは、当該未成年者は自動車運転代行業を営むことができることとされている。この場合において、要件該当の有無については、政令第１条第１号ニに掲げる書類により判断すること。

７　第７号関係

この号に該当するかどうかについては、国土交通省令第２条に掲げる書類（損害賠償責任保険契約の締結を証する書類又は損害賠償責任共済契約の締結を証する書類）により確認することとなるが、この場合においては、原則として大阪府知事の判断を尊重することとなる。

８　第８号関係

(１)　この号に該当するかどうかについては、施行規則第５条第２項各号に掲げる書類により判断すること。

なお、安全運転管理者等の要件については、府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）（以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。）第９条の９を参照すること。

(２)　安全運転管理者については自動車運転代行業者の営業所ごとに１人を、副安全運転管理者については10台以上の随伴用自動車を使用する営業所ごとに、随伴用自動車が10台以上19台以下の場合には１人を、20台以上の場合には１人に20台以上10台までを超えるごとに１人を加算して得た人数を選任しなければならないことに留意すること（法第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法（以下「読替え後の道路交通法」という。）第74条の３第１項及び第４項並びに読替え後の道路交通法施行規則第９条の11）。

９　第９号関係

「役員」とは、法人において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、合名会社、合資会社及び合同会社の社員、株式会社の取締役及び監査役、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人における理事及び監事等をいう。

第４　自動車運転代行業者の認定等（法第４条関係）

１　自動車運転代行業の認定を受けるための要件には、公安委員会の所掌事務に係るもの及び国土交通大臣の所掌事務（法第28条及び政令第７条（以下「法第28条等」という。）の規定により大阪府知事が行うこととされている事務を含む。）に係るものがあるが、法は処分庁を一元化し、公安委員会が認定を行うこととしている。

２　認定を受けずに自動車運転代行業を営んでいる者が法第３条各号（第７号及び第８号を除く。）に該当する場合には、法第24条第１項第３号の規定により、公安委員会が自動車運転代行業の廃止を命ずることができる。

第５　認定の手続等（法第５条関係）

１　「営業所」とは、本店、支店、支社、事業所等と呼ばれているもので、営業の拠点となるものをいう。法は、営業所ごとに、安全運転管理者の選任及び運転代行業務従事者名簿等の備付けを義務付けていることから、この場合の営業の拠点とは、規模の大小を問わず、所属する運転代行業務従事者の日常的な配置運用又は実質的な業務運営が行われている場所をいう。

２　「主たる営業所」とは、自動車運転代行業に係る営業の中心となっている営業所であり、原則として会社法（平成17年法律第86号）上の本店と一致する。ただし、自動車運転代行業者が他の営業も併せて行っている場合等であって、自動車運転代行業の中心となる場所が会社法上の支店であるときは、会社法上の本店と一致しないこともあり得る。

３　認定申請書（施行規則別記様式第１号）の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して行うこととされているので、認定申請書の提出を受けた警察署においては、その記載漏れの有無、添付書類の有無等形式上の要件について確認すること。

なお、申請の形式上の要件に適合しない場合は、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること（行政手続法（平成５年法律第88号）第７条）。

４　認定申請書に必要となる添付書類については、政令第１条第１号又は第２号、施行規則第５条及び国土交通省令第２条を参照すること。

５　法第28条等の規定により大阪府知事へ行うこととされている法第５条第４項の規定による協議は、認定に関する協議書（別記様式第３号）により交通総務課長が行うものとする。

なお、この規定の趣旨は、公安委員会は交通の安全の確保及び暴力団等の排除の観点から、大阪府知事は利用者の利益の保護の観点から、それぞれ欠格事由に該当しないことを判断することとしており、公安委員会が認定をし、又は認定を拒否しようとするときは、このような観点から都道府県知事の同意を得ることとしているものである。

第６　認定の取消し（法第７条関係）

１　法第７条第１項第２項において、認定の取消事由として法第３条第７号及び第８号に掲げる者に該当している場合を除外している理由は、同条各号に掲げるその他の欠格事由が人的属性に係るものであって、事後的に是正することが不可能であるのに対し、同条第７号の保険契約締結義務及び同条第８号の安全運転管理者等の選任義務は、違法状態を是正することが可能であるからである。したがって、同条第７号又は第８号に該当する場合には、これを理由として直ちに認定を取り消すことはできないことに留意すること。

２　認定の取消しは、行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）に該当するため、これを行う場合には、同法第13条第１項第１号イの規定に基づき聴聞を行わなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国公委規則第26号）において定めるところによること。

３　法第28条等の規定により大阪府知事へ行うこととされている法第７条第２項の規定による協議は、認定取消しに関する協議書（別記様式第４号）により交通総務課長が行うものとする。

第７　変更の届出等（法第８条関係）

１　変更の届出は、施行規則第８条において、法第５条第１項各号に掲げる事項に変更があった日から原則として10日以内に、所轄警察署長を経由して行わなければならないこととされている。

２　変更の届出の際に添付すべき書類は、変更事項の内容により異なるが、変更事項ごとに必要となる添付書類については、政令第３条第２項を参照すること。

３　変更事項が認定証（施行規則別記様式第２号）の記載事項に該当するときは、施行規則第10条において、前記１に規定する変更の届出を行うときに認定証を併せて提出し、認定証の書換えを受けなければならないこととされている。したがって、変更の届出の受理に当たっては、変更事項が認定証の記載事項に該当するかどうかを確認の上、該当する場合には、認定証を併せて提出させること。

４　法第28条等の規定により大阪府知事へ行うこととされている法第８条第２項の規定による通知は、変更届出に関する通知書（別記様式第５号）により交通総務課長が行うものとする。

第８　認定証の返納等（法第９条関係）

１　認定証の返納は、施行規則第11条において、法第９条第１項又は第２項に規定する事由の発生の日から10日以内に、所轄警察署長を経由して行わなければならないこととされている。

２　法第28条等の規定により大阪府知事へ行うこととされている法第９条第３項の規定による通知は、認定証の返納に関する通知書（別記様式第６号）により交通総務課長が行うものとする。

第９　運転代行業務の従事制限（法第14条関係）

自動車運転代行業者は、施行規則第15条第２号において、運転代行業務従事者が法第14条第１項各号の欠格事由に該当しないことを誓約する書面を、当該運転代行業務従事者から提出させ、営業所に備え付けておかなければならないこととされている。

第10　代行運転自動車標識の表示（法第16条関係）

１　代行運転自動車標識については、代行運転自動車への表示を義務付けられていることから、自動車運転代行業者に対し、必要な数の代行運転自動車標識を備えておくよう指導すること。

２　代行運転自動車標識の様式及び表示方法については、施行規則第13条及び第14条を参照すること。

第11　道路交通法の規定の読替え適用等（法第19条関係）

１　道路交通法第22条の２第１項等の規定の読替え適用

(１)　道路交通法第22条の２第１項、第58条の４又は第66条の２第１項は、車両の運転者が最高速度違反行為、過積載運転又は過労運転をした場合において、その使用者が当該車両について必要な運行の管理を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該使用者に対し、当該違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができることを規定しているが、代行運転自動車について違反行為が行われた場合には、その使用者は利用者であることから、これらの規定によれば、自動車運転代行業者の責任を問えないこととなる。

そこで、法第19条第１項は、道路交通法第22条の２第１項等の規定を読み替えて適用し、代行運転自動車に係る違反についても業者の責任を問うこととし、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が指示を行うことができることとした。

(２)　過積載に係る指示は、代行運転自動車については適用がないことに留意すること（読替え後の道路交通法第58条の４）。

(３)　読替え後の道路交通法第22条の２第１項等の規定による指示は、車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会ではなく、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が行うこととされていることに留意すること。

２　道路交通法第75条第１項の規定の読替え適用

(１)　道路交通法第75条第１項は、自動車の使用者が、その業務に関し、無免許運転、最高速度違反等を自動車の運転者に対し下命・容認してはならないことを規定しているが、前記１の(１)と同様、代行運転自動車について違反行為が行われた場合には、その使用者は利用者であることから、この規定によれば、自動車運転代行業者の責任を問えないこととなる。

そこで、法第19条第１項は、道路交通法第75条第１項を読み替えて適用し、代行運転自動車に係る違反についても業者の責任を問うことができることとした。

(２)　読替え後の道路交通法第75条第１項第７号の規定により、自動車運転代行業者の使用する随伴用自動車及び代行運転自動車については、自動車を離れて直ちに運転できない状態にする行為以外の道路交通法第44条第１項、第45条第１項若しくは第２項、第47条、第48条、第49条の３第２項から第４項まで、第49条の４、第49条の５後段又は第75条の８第１項の規定の違反となるような行為についても下命・容認行為が禁止されていることに留意すること。

(３)　読替え後の道路交通法第75条第１項各号に掲げる行為のうち、同項第５号（無資格運転）及び第６号（過積載運転）については、代行運転自動車について読み替えて適用しないこととしていることに留意すること。

３　道路交通法第75条第２項の規定の読替え適用

(１)　読替え後の道路交通法第75条第２項は、随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が同条第１項各号のいずれかに掲げる行為（随伴用自動車の運転者については、同項第５号及び第６号に掲げる行為に限る。）をした場合において、一定の要件に該当するときは、公安委員会は、政令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「読替え後の道路交通法施行令」という。）第26条の６に定める基準に従い、当該業者に対し当該違反に係る自動車の使用の制限を命ずることができることを規定している。この場合において、自動車の使用制限を命ずることとなるのは、車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会ではなく、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会であることに留意すること。

(２)　代行運転自動車及び随伴用自動車について下命・容認行為の禁止に違反する行為（随伴用自動車については、読替え後の道路交通法第75条第１項第５号及び第６号に掲げる行為に係るものを除く。）が行われた場合には、使用制限命令ではなく、法第23条第１項等の規定による営業停止命令を行うこととなることに留意すること。

４　道路交通法第75条の２の規定の読替え適用

(１)　読替え後の道路交通法第75条の２は、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、読替え後の道路交通法第22条の２第１項等の規定による指示をした場合において、その指示に係る自動車につきその指示を受けた後１年以内にその指示の区分ごとに一定の違反行為が行われた等の要件に該当するときは、公安委員会は、読替え後の道路交通法施行令第26条の７に定める基準に従い、自動車運転代行業者に対し当該自動車の使用の制限を命ずることができることとしている。

(２)　代行運転自動車及び随伴用自動車（過積載に係る指示を受けた場合を除く。）について指示に違反する行為が行われた場合には、使用制限命令ではなく、法第23条第１項等の規定による営業停止命令を行うこととなることに留意すること。

５　その他

(１)　法第19条第２項の規定により、未認定業者は代行運転自動車の使用者とみなされ、道路交通法第75条第１項（第５号及び第６号を除く。）が適用されることに留意すること。

(２)　随伴用自動車以外の自動車運転代行業の用に供される車両については、夜間の繁華街で客待ちのための駐停車違反を行う等の実態がないため、法第19条第４項の規定により、道路交通法第75条第１項第７号及び第２項等に関する規定の読替え適用は行わないこととされていることに留意すること。

第12　帳簿等の備付け（法第20条関係）

１　自動車運転代行業者がその営業所に備え付けておくべき帳簿又は書類は、施行規則第15条各号に掲げるとおりである。

２　安全運転管理者等が読替え後の道路交通法第74条の３第２項に規定する業務を行ったときは、その業務の実施状況を記載した帳簿を作成するよう自動車運転代行業者を指導すること。

第13　報告及び立入検査（法第21条関係）

１　報告の徴収及び立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、法の目的の範囲内で必要最小限度で行わなければならない。したがって、犯罪捜査目的又は法の施行に無関係な他の行政目的のために報告徴収及び立入検査を行うことはできないことに留意すること。

２　立入検査は、営業所に直接立ち入るものであり、自動車運転代行業者にとって負担が大きいものであることから、報告又は資料の提出で目的が達成できる場合にはこれによること。

３　立入検査を行う警察職員は、身分証明書（自動車運転代行業に関する事務取扱規程（平成14年訓令第20号）別記様式第15号）を携帯し、立入検査開始前に関係者に提示すること。

４　法第21条の報告の徴収及び立入検査は、「自動車運転代行業を営む者」が対象とされていることから、認定を受けた自動車運転代行業者のみならず、認定を受けずに自動車運転代行業を営む者も対象となる。

５　立入検査を実施する場合には、大阪府の担当部局と緊密な連携を図り、原則として共同で検査を実施することとなっているので、交通総務課と連絡を密にすること。

第14　指示（法第22条関係）

１　法第22条第１項の規定に基づき、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるのは、自動車運転代行業者等が、法若しくは法に基づく命令の規定で公安委員会の所掌に係るものに違反した場合又は運転代行業務に関し、特定道路交通法令（読替え後の道路交通法の規定（同法第74条の３（第５項を除く。）及び第75条第１項（第５号及び第６号を除く。）に係るものに限る。）及びこれらの規定に基づく命令の規定をいう。）に違反し、若しくは読替え後の道路交通法第75条第１項第７号に掲げる行為をした場合において、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときであり、国土交通大臣の所掌に係る法の規定等（法第28条等の規定により大阪府知事に関する規定として適用があるものをいう。以下この１及び後記第15において同じ。）に関し公安委員会が指示をすることはできないことに留意すること。

なお、国土交通大臣の所掌に係る法の規定等に違反する行為については、大阪府知事が指示を行うこととされている（法第22条第２項）。

２　指示は、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第１項第２号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところによること。

３　法第28条等の規定により大阪府知事に対して行うこととされている法第22条第１項の規定による指示をした旨の通知は、指示に関する通知書（別記様式第７号）により交通総務課長が行うものとする。

第15　営業の停止（法第23条関係）

１　公安委員会は、国土交通大臣の所掌に係る法の規定等に関しては、大阪府知事から営業停止命令を行うべき旨の要請があった場合に営業停止命令を行うこととされていることに留意すること。

２　営業停止命令は、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第１項第２号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところによること。

なお、この場合における弁明の機会の付与の方式は、書面（弁明書）を提出させることで足りることとされている（行政手続法第29条）。ただし、営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者から、口頭による弁明をしたい旨の申出があった場合においては、原則として口頭による弁明の機会の付与を行うこと（後記第16の１において同じ。）。

３　法第28条等の規定により大阪府知事へ行うこととされている法第23条第３項の規定による協議は、営業停止命令に関する協議書（別記様式第８号）により交通総務課長が行うものとする。

第16　営業の廃止（法第24条関係）

１　営業廃止命令は、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第１項第２号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところによること。

２　法第28条等の規定により大阪府知事へ行うこととされている法第24条第２項の規定による協議は、営業廃止命令に関する協議書（別記様式第９号）により交通総務課長が行うものとする。

第17　処分移送通知書の送付等（法第25条関係）

１　自動車運転代行業者等に対し、指示、営業停止命令及び営業廃止命令を行う公安委員会は、原則として処分を行う事由の発生時における主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会であるが、事由の発生後に被処分者が公安委員会の管轄区域を異にしてその主たる営業所の所在地を変更していたときは、弁明に係る被処分者の負担を軽減するため、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が処分を行うこととしている。

２　処分の移送は、交通総務課長が処分移送通知書（施行規則別記様式第６号）を送付することにより行うものとする。